

新型コロナウイルス関連情報（オーストリア国内におけるワクチン未接種者に対する外出制限措置（延長））

オーストリア政府は、11月15日以降行われているワクチン未接種者に対する外出制限措置を12月31日まで延長することとしました。なお、警察から提示を求められる場合がありますので、外出の際は、2G証明書及び顔写真付身分証明書を必ず携行してください。

1

2G証明書所持者及び12歳未満の子供を除く者に対する外出制限は12月31日まで延長されますが、12月24日、25日、26日及び31日については外出制限は適用されません。

2

加えて、12月24日、25日、26日及び31日は、10人以下の集会に対して、2G証明書の提示義務、マスク着用義務等の規制を適用せず、外出制限対象者の参加も許可されます。また、5時から23時に制限されている集会の実施時間については、自宅等の私的空間に限定して適用除外とします。

3

また、12月31日は、5時から23時に制限されている飲食店の営業時間について、制限を課しません。

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>